

# 全警協 e ラーニング利用規程

## 第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一般社団法人全国警備業協会（以下「全警協」という。）が電気通信回線を使用して提供する教育教材等及びシステム（以下「全警協 e ラーニング」という。）を利用するに当たり、警備業者が遵守すべき事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則に関する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「全警協コンテンツ」とは、全警協が作成した教育教材等をいう。
- (2) 「県協会」とは、都道府県警備業協会をいう。
- (3) 「警備業者」とは、警備業法第 4 条の認定を受けたものをいう。
- (4) 「加盟警備業者」及び「非加盟警備業者」とは、全警協 e ラーニングの都道府県警備業協会との事務委託に関する規程第 10 条に定めるところによる。
- (5) 「管理者」とは、全警協 e ラーニングを利用する警備業者において営業所ごとに選任されている警備員指導教育責任者をいう。
- (6) 「受講者」とは、全警協 e ラーニングを受講する者をいう。

## 第 2 章 申 込

(受講申込)

第 3 条 全警協 e ラーニングの受講を希望する警備業者は、管理者を通じて、別に会長が定める受講申込書によって全警協又は県協会に申し込むものとする。

- 2 受講申込は、受講する 3 か月前から受け付けるものとする。
- 3 第 1 項に定める受講申込書は、契約書としての効力を持つものとする。

(受講申込先及び方法)

第 4 条 全警協 e ラーニングの受講申込先及び方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 県協会の事務委託形式が販売斡旋事務のみの場合は、警備業者は全警協に受講申込書を電子メールで送付する。
- (2) 県協会の事務委託形式が販売斡旋事務及び受講申込受付事務の場合は、警備業者は県協会に受講申込書を電子メールで送付する。

(受講料)

第 5 条 全警協 e ラーニングの加盟警備業者の受講料は年度ごとに 1 ID 当たり税込 3,300 円とし、非加盟警備業者の受講料は年度ごとに 1 ID 当たり税込 4,400 円とする。

(受講可能期間)

第 6 条 全警協 e ラーニングの受講可能期間は、年度単位（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）とし、年度の途中で申し込んだ場合でも年度末までを受講可能期間とする。

(受講料の支払い)

第 7 条 全警協 e ラーニングの利用を希望する警備業者は、予め定められた受講料を全警協が指定した口座に振り込まなければならない。

- 2 受講料の支払いは一括で行うものとする。
- 3 振込みにかかる手数料は、警備業者が負担するものとする。
- 4 年度の途中で利用しなくなった場合でも、受講料は返還しない。

(ID 及びパスワードの発行)

第 8 条 全警協は、受講申込書及び受講料の振込みが確認でき次第、速やかに管理者に ID 及びパスワードを発行する。

### 第 3 章 利 用 停 止

(利用停止)

第 9 条 全警協 e ラーニングを利用する警備業者が以下の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、全警協は、当該営業所における全警協 e ラーニングの利用を停止することができる。

- (1) ひとつの ID を複数の者で使いまわした場合
- (2) 全警協コンテンツを視聴覚教材として利用した場合
- (3) 非加盟警備業者にもかかわらず、加盟警備業者として申込があった場合
- (4) その他全警協 e ラーニングの適正な運用に支障を及ぼすと判断される不正行為が行われた場合

2 利用を停止した場合でも、受講料は返還しない。

(利用停止の通知)

第 10 条 前条の利用停止を行う場合は、文書により警備業者に通知する。

附則

この規程は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。

附則

この規程は、令和 3 年 10 月 7 日から施行する。